

# Japan tax alert

EY税理士法人

## メキシコ-新労働法下での「特殊なサービスを提供する会社」における移民法管理手続きについて

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

2021年4月23日に連邦官報に掲載された労働法下での「アウトソーシング改革」により、通称「特殊なサービスを提供する会社」に分類される企業は、3年ごとに専門サービスまたは専門業務用の登録(スペイン語でREPSE)を行い、都度更新することが必要となりました。

### 移民法上の管理手続きにおける影響は何か？

2020年7月1日、メキシコ入国管理局はREPSEを取得する企業に、労働省に加え入国管理局への申請をする事も義務化することを発表しました。入国管理局は、雇用主登録証明書に本登録内容を反映させる為、電子登録(electronic registry)での追加登録が必要となります。この追加登録を行わない企業は、REPSEの取得対象から除外されたと当局より判断されます。

上記メキシコ入国管理局への追加登録を怠った場合、REPSEから除外された企業を対象に雇用主登録証明書が取り消される場合があります。

### 雇用主登録証明書を取り消された場合はどうなるか？

雇用主登録証明書は、企業が外国人を雇用し、労働許可申請のスポンサーとなることを可能にする基本的な文書であるため、この証明書が取り消されると次の様な問題が発生します。

- ▶ 新規雇用並びに今後の労働許可申請は認められません。
- ▶ 雇用主からのスポンサーを得て仮の「居住者」扱いで入国している従業員については、居住書類が取り消され、入国を拒否される可能性があります。

今後、労働省に「特殊なサービスを提供する会社」として登録される場合、注意が必要となります。また本件に関する追加情報が必要な場合は、弊社にご連絡下さい。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## Ernst & Young Tax Co., Latin America Tax Desk, Japan & Asia Pacific

Raul Moreno Partner raul.moreno@jp.ey.com

## Ernst & Young LLP (United States), Latin American Business Center

Tak Morimoto Senior Manager tak.morimoto@ey.com

## Ernst & Young Mexico

Alejandro Polanco Partner alejandro.polanco@mx.ey.com

Miguel Severiano Executive Director miguel.severiano@mx.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world (より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起 (better question) をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy) をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com) をご覧ください。

### EY 税理士法人について

EY 税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-tax) をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210803

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://www.ey.com/ja_jp)